

## 長浜市告示第315号

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱を次のように定める。

令和7年10月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰による民間認可保育所及び認定こども園の運営上の負担を軽減することにより、エネルギー価格高騰が保護者に転嫁されることを防止し、もって子育て世帯を支援するため、民間認可保育所及び認定こども園に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間認可保育所及び認定こども園 国及び地方公共団体以外の者が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により滋賀県知事の認可を受けて設置する法第39条第1項に規定する保育施設並びに第39条の2第1項に規定する教育及び保育施設をいう。
- (2) 光熱水費 市内の民間認可保育所及び認定こども園（以下「民間園」という。）の運営に係る電気代、上下水道代、ガス代、灯油代その他の光熱水費をいう。

### （補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に民間園を設置する者で、利用者に対してエネルギー価格高騰による利用料の増額負担を求めないものとする。

### （補助金額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 令和6年1月1日から同年12月31日までの期間に始期がある事業年度（以下「令和6年度」という。）の光熱水費から、令和5年1月1日から同年12月31日までの期間に始期がある事業年度（以下「令和5年度」という。）の光熱水費を減じた額。ただし、零を下回る場合は零とする。
- (2) 令和6年度の光熱水費に10分の1を乗じた額

### （交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年1月1日までに、長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和6年度の収支決算書
- (2) 令和5年度の収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適當と認めたときは補助金を交付するものとする。

（手続の併合等）

第6条 規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条及び第17条の手続を併合し、規則第7条、第14条及び第15条の手続を省略する。

（書類の整備等）

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。  
（告示の失効）
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）

交付申請書兼請求書

年　月　日

長浜市長　　あて

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

（※）

（　　　　　　）

（※）本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱  
第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請し、補助金の交付額を請求します。

1 補助金交付申請額及び請求額

補助年度	令和7年度	補助事業等の名称	長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助事業（エネルギー価格高騰分）
補助事業等の目的及び内容		エネルギー価格高騰による民間認可保育所及び認定こども園の運営上の負担を軽減することにより、エネルギー価格高騰が保護者に転嫁されることを防止し、もって子育て世帯を支援することを目的とする。 エネルギー価格高騰分の補助	
補助事業等の経費所要額内訳		4 補助金額算定明細のとおり	
交付申請額及び請求額			
添付書類		(1) 令和6年度の収支決算書 (2) 令和5年度の収支決算書	

2 補助金の振込先

振込口座	金融機関名				支店名				
	預金種別	普通 当座	口座番号						
	口座名義	(フリガナ)							

3 連絡先情報

担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

4 補助金額算定明細

単位：円

年度	光熱水費 ※収支決算書に 記載された額 A	光熱水費のうち、民 間園の運営以外に要 した費用 B	差引額 (A-B) C
令和6年度  事業年度： 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			①
令和5年度  事業年度： 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			②

令和6年度と 令和5年度の差額 (①-②) D	令和6年度の10% (①×10%) E	交付申請額及び請求額 (DとEのいずれか低い額)

(注) D欄、E欄に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。